

第115回

定時株主総会 招集ご通知



平成31年3月27日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)



福岡市博多区東光二丁目7番25号
当社 本社本館5階会議室

※ 株主総会終了後、本社本館1階ロビーにおいて株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

目次

第115回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件 3
第2号議案 取締役の報酬額改定の件 9
第3号議案 取締役に対する
譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定の件 10

添付書類

事業報告 15
連結計算書類 37
計算書類 40
監査報告書 43

株式会社正興電機製作所

証券コード：6653

(証券コード 6653)
平成31年3月11日

株 主 各 位

福岡市博多区東光二丁目7番25号
株式会社正興電機製作所
代表取締役社長 添 田 英 俊

第115回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福岡市博多区東光二丁目7番25号
当社 本社本館5階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第115期（自 平成30年1月1日）
（至 平成30年12月31日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第115期（自 平成30年1月1日）
（至 平成30年12月31日） 計算書類報告の件

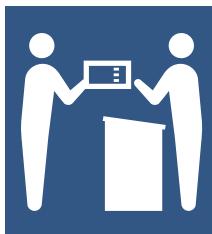
決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

株主総会開催日時 平成31年3月27日（水）午前10時

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、各議案につき賛否のご記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限 平成31年3月26日（火）午後5時30分到着分まで

▶インターネットによる開示について

- 下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載した事項となります。
- 本招集ご通知につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



当 社
ウェブサイト

<https://www.seiko-denki.co.jp/ir/shareholder/>

●株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役12名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役会の意思決定の効率化・迅速化および業務執行に対する監督機能の強化を図るとともにコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実のため、4名を減員し、取締役8名（うち、社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者は、独立社外取締役2名を含む4名の委員で構成される指名・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。なお、当社で定める「取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続」および「社外役員の独立性判断基準」につきましては、13および14ページをご参照ください。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席率
1	つちや なお のり 土屋直知 再任	代表取締役会長 指名・報酬諮問委員会委員長	100.0% (12/12回)
2	そえだ ひで とし 添田英俊 再任	代表取締役社長 兼 営業統括本部長 指名・報酬諮問委員会委員	100.0% (12/12回)
3	たなか つとむ 田中勉 再任	取締役上級執行役員 経営統括本部長 兼 CSR・内部統制・コンプライアンス担当	100.0% (12/12回)
4	ほんだ よし あき 本多慶昭 再任	取締役上級執行役員 事業統括本部副本部長 兼 環境エネルギー部門長	100.0% (10/10回)
5	しば た よう いち 柴田洋一 新任	執行役員 経営統括本部副本部長 兼 経営企画室長 兼 人材活性化推進担当	—
6	やま さき たかし 山崎尚 再任 社外	社外取締役	91.7% (11/12回)
7	たけしま かず ゆき 竹島和幸 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	80.0% (8/10回)
8	いしだ こう ぞう 石田耕三 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	100.0% (12/12回)

(注) 本多慶昭、竹島和幸の両氏の実任率は、平成30年3月28日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

つち や なお のり
土 屋 直 知

再任

所有する当社株式の数 255,692株

(昭和20年5月5日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年 4月	(株)日立製作所入社	平成 9年 6月	当社代表取締役社長
昭和56年 8月	当社入社	平成17年 6月	当社代表取締役会長
昭和60年12月	当社取締役副工場長	平成20年 3月	当社最高顧問
昭和62年 3月	当社取締役営業本部長	平成25年 3月	当社代表取締役会長 (現任)
平成 6年11月	当社取締役工場長		
平成 7年 6月	当社常務取締役工場長		

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の事業の根幹に携わるとともに、社外関係業界や財界での交流を通じて幅広い知見を有しております。

また、平成25年からは代表取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・知見などを総合的に勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

そえ だ ひで とし
添 田 英 俊

再任

所有する当社株式の数 24,100株

(昭和30年3月20日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月	当社入社	平成24年 3月	当社取締役上級執行役員 東京支社長兼正興社会シ ステムカンパニー社長
平成20年 1月	当社執行役員 正興社会システムカンパ ニー社長	平成25年 3月	当社取締役上級執行役員 営業統括本部長 兼東京支社長
平成22年 3月	当社上級執行役員 正興社会システムカンパ ニー社長	平成27年 3月	当社取締役常務執行役員 営業統括本部長 兼東京支社長
平成23年 3月	当社上級執行役員 東京支社長兼正興社会シ ステムカンパニー社長	平成30年 3月	当社代表取締役社長 兼営業統括本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

平成20年に執行役員に就任し、主に営業や海外事業分野の業務執行において培った豊富な経験、社会・経済動向等に関する高い見識を有しております。

また、平成30年からは代表取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・知見などを総合的に勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

た なか つとむ
田 中 勉

再任

所有する当社株式の数 21,700株

(昭和36年10月25日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 当社入社
平成22年 3月 当社執行役員
経営統括本部副本部長
兼経営管理部長
平成22年 5月 当社執行役員
経営統括本部長

平成24年 3月 当社取締役上級執行役員
経営統括本部長 (現任)
(現在の担当)
C S R・内部統制・コンプライアンス
担当

取締役候補者とした理由

平成22年に執行役員に就任し、主に経理・財務やC S R・内部統制・コンプライアンス分野の業務執行において培った豊富な経験、社会・経済動向等に関する高い見識を有しております。

また、平成24年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・知見などを総合的に勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ほん だ よし あき
本 多 慶 昭

再任

所有する当社株式の数 10,700株

(昭和34年 8月17日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当社入社
平成25年 4月 当社執行役員
環境エネルギー部門長

平成30年 3月 当社取締役上級執行役員
事業統括本部副本部長
兼環境エネルギー部門長
(現任)

取締役候補者とした理由

平成25年に執行役員に就任し、主に公共・環境システム事業分野の業務執行において培った豊富な経験、社会・経済動向等に関する高い見識を有しております。

また、平成30年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・知見などを総合的に勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

しば た よう いち

柴 田 洋 一

新任

所有する当社株式の数 3,786株

(昭和39年12月31日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年 4月	当社入社	平成27年 4月	当社東京支社副支社長 兼東京支社企画部長 兼営業統括本部環境システム営業部長
平成19年 4月	当社正興社会システムカンパニー 社会システム営業本部 東京営業部長	平成28年 1月	当社営業統括本部副部長 兼環境システム営業部長
平成24年 2月	当社正興社会システムカンパニー事業執行役	平成29年 3月	当社執行役員 経営統括本部副部長
平成25年 4月	当社営業統括本部 環境エネルギー営業部長	平成30年 4月	当社執行役員 経営統括本部副部長 兼経営企画室長 (現任)

(現在の担当)
人材活性化推進担当

取締役候補者とした理由

平成29年に執行役員に就任し、主に営業分野や人材育成分野の業務執行において培った豊富な経験、社会・経済動向等に関する高い見識を有しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・知見などを総合的に勘案し、新任取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

やま さき たかし

山 崎 尚

再任 社外

所有する当社株式の数 0株

社外取締役在任期間 2年

(昭和28年10月17日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年 4月	九州電力(株)入社	平成28年 6月	同社取締役常務執行役員 電力輸送本部長
平成19年 7月	同社熊本支店送変電統括 部熊本電力所長	平成29年 3月	当社社外取締役 (現任)
平成21年 7月	同社系統運用部長	平成29年 4月	九州電力(株)取締役常務執行役員 送配電カンパニー社長 (現任)
平成23年 6月	同社執行役員大分支店長		
平成23年 7月	同社執行役員大分支社長		
平成25年 6月	同社上席執行役員 電力輸送本部長		

(重要な兼職の状況)
九州電力(株)取締役常務執行役員

社外取締役候補者とした理由

九州電力(株)において主に電力輸送部門等の業務執行において培った豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、その幅広い知識・見識と多彩な経験を、当社の経営全般に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

7

たけ しま かず ゆき
竹 島 和 幸

(昭和23年11月23日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株

社外取締役在任期間

1年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和46年 4月	西日本鉄道(株)入社	平成20年 6月	(株)R K B毎日ホールディングス社外取締役(現任)
平成12年 7月	同社都市開発事業本部 流通レジャー事業部長	平成25年 6月	西日本鉄道(株)代表取締役 会長
平成15年 6月	同社取締役都市開発事業 本部長	平成26年 3月	当社社外監査役
平成17年 6月	同社常務取締役	平成29年 6月	西日本鉄道(株)取締役会長 (現任)
平成18年 6月	同社取締役常務執行役員	平成30年 3月	当社社外取締役(現任)
平成19年 6月	同社取締役専務執行役員 経営企画本部長	(重要な兼職の状況)	
平成20年 6月	同社代表取締役社長	西日本鉄道(株)取締役会長 (株)R K B毎日ホールディングス社外取締役	

社外取締役候補者とした理由

西日本鉄道(株)において、平成15年に取締役に就任して以来長年にわたり同社の経営に参画し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

いし だ こう ぞう
石 田 耕 三

(昭和19年11月4日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株

社外取締役在任期間

2年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年 3月	(株)堀場製作所入社	平成17年 6月	同社代表取締役副社長
昭和57年 6月	同社開発・営業本部製品 1部長	平成26年 3月	同社代表取締役副会長
昭和60年 3月	ホリバ・ヨーロッパ社 (ドイツ) 取締役社長	平成28年 3月	同社上席顧問
昭和63年 6月	(株)堀場製作所取締役	平成28年 9月	(株)アルバック社外取締役 (現任)
平成 3年 6月	同社常務取締役	平成28年11月	当社顧問
平成 8年 6月	同社専務取締役	平成29年 3月	当社社外取締役(現任)
平成13年 7月	A B X社(現 ホリバA B X社)(フランス) 取締役社長(CEO)	平成30年 4月	(株)堀場製作所フェロー (現任)
平成14年 6月	(株)堀場製作所取締役副社長	(重要な兼職の状況)	
		(株)堀場製作所フェロー (株)アルバック社外取締役	

社外取締役候補者とした理由

(株)堀場製作所におけるビジネス経験で培ってきた海外の業務経験と技術的な知識を当社の経営に活かしていただき、また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 山崎尚氏は、九州電力㈱の取締役常務執行役員であり、同社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 山崎尚、竹島和幸、石田耕三の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、優秀な人材を迎え、経営の透明性および健全性の確保を一層推進できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。本議案が原案どおり承認された場合は、山崎尚、竹島和幸、石田耕三の3氏との間で、同契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 当社の社外取締役として、その任務を怠ったことにより、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負うというものであります。
5. 当社は、社外取締役の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性判断基準を定めております（14ページに記載のとおりです）。
竹島和幸、石田耕三の両氏は、これらの基準を満たしており、独立役員として各証券取引所に届け出ております。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年3月29日開催の第103回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認をいただき、今日に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて、経営監督機能の強化および将来的な社外取締役の増員等を可能とするため、取締役の報酬等の額のうち社外取締役分を年額20百万円以内から年額30百万円以内に改定いたしたいと存じます。取締役（社外取締役を含む。）の報酬等の額は、現行どおり年額200百万円以内とし、変更しないものといたします。

第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役は3名となります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年3月29日開催の第103回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について自己株式の処分を受けるものとし、これにより処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、3年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間、もしくは当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同内容の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

ご参考

1. 取締役および監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は、取締役会機能の客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、独立社外取締役2名を含む4名の委員で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。

取締役および監査役候補者の指名にあたっては、下記の選定基準ならびに取締役会・監査役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

<取締役・監査役候補者の選定基準>

- ・ 取締役候補者（社外取締役候補者を除く）および監査役候補者（社外監査役候補者を除く）については、企業経営者としての豊富な経験、社会・経済動向等に関する高い見識を有する者、多様な視点を持つ者とします。
- ・ 社外取締役候補者については、その幅広い知識・見識と多彩な経験に基づき、会社の経営全般に助言を行うことができる者とします。
- ・ 社外監査役候補者については、幅広い知見を有し、会社の経営全般の監視と有効な助言を行うことができる者とします。

<取締役会の構成に関する考え方>

- ・ 取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保するため、社外取締役と社内取締役で構成し、その規模については、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる員数とします。
- ・ 独立社外取締役は複数名選任するものとします。

<監査役会の構成に関する考え方>

- ・ 監査役会は、員数4名以内とし、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者で構成し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上とします。

2. 社外役員の独立性判断基準

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員）に独立性があると判断しております。

社外役員本人、配偶者または二親等以内の親族について

- (1) 現在において当社または当社グループ会社の業務執行者である者、または当該就任の前10年間に於いて当社または当社グループ会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の取引先であって、当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社連結のその事業年度の売上高の3%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、もしくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者
- (3) 当社を取引先とする、当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先連結のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高5%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者
- (4) 当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者）
- (5) 当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間1,000万円を超える寄付または助成金を受けている団体等に所属する者
- (6) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者、または当該就任の前10年間に於いて実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者であった者

以 上

●事業報告 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米中の貿易摩擦の長期化や地政学的リスクはあるものの、国内の雇用・所得環境や企業収益の改善により回復基調で推移しました。国内産業におきましても、外需や国内の設備投資を中心として、引き続き堅調に推移すると見られます。

このような状況の中、当社グループは2021年度の創立100周年に向け、2018年度を初年度とする新中期経営計画（SEIKO IC2021）を策定し、『躍進するグローバル企業を目指してステップアップしよう！』を合言葉に、「グループ総合力発揮による社会イノベーション事業の展開」「海外事業の拡大」「生産性の向上」に取り組んでまいりました。

また、平成30年12月7日には東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定され、さらなる事業の拡大と企業価値の向上を目指しております。

当連結会計年度の業績は、電力部門において、OT（運用技術）・IT（情報技術）を活用した情報制御システムが増加したことや、環境エネルギー部門において、水処理設備向け監視制御システムや道路設備向け受配電システムが堅調に推移し、受注高は235億2千8百万円（前期比 2.1%増）、売上高は223億4千2百万円（同 11.7%増）となりました。

損益につきましては、環境エネルギー部門において産業分野が低調となりましたが、電力部門、情報部門が堅調に推移したこと等により、営業利益は8億9千5百万円（前期比 7.2%増）、経常利益は9億4千3百万円（同 7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億1千6百万円（同 0.1%増）となりました。

■ 連結業績ハイライト

受注高

23,528百万円 前期比2.1%増 

売上高

22,342百万円 前期比11.7%増 

営業利益

895百万円
前期比7.2%増 

経常利益

943百万円
前期比7.5%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

616百万円
前期比0.1%増 

■ セグメント別売上高構成比

その他

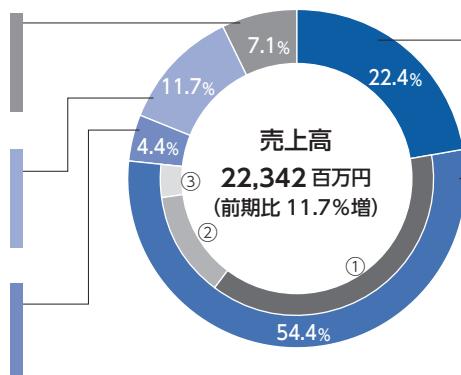
売上高 1,588 百万円
(前期比 19.7%増)

サービス部門

売上高 2,606 百万円
(前期比 68.5%増)

情報部門

売上高 996 百万円
(前期比 2.2%減)



電力部門

売上高 5,003 百万円
(前期比 15.4%増)

環境エネルギー部門

売上高 12,147 百万円
(前期比 3.2%増)

構成比内訳

①公共分野	37.9%
②産業分野	12.6%
③パワーエレクトロニクス分野	3.9%

※1 当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「サービス部門」を新たな報告セグメントとしております。

※2 当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「トライテック(株)」を「環境エネルギー部門」に含めております。

■ セグメント別の状況

当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

電力部門

事業内容

電力制御システム、電力用開閉装置、配電自動化用電子機器、電力業務IT化等の製造・販売と本製品に関する工事およびエンジニアリング等に関する事業

受注高

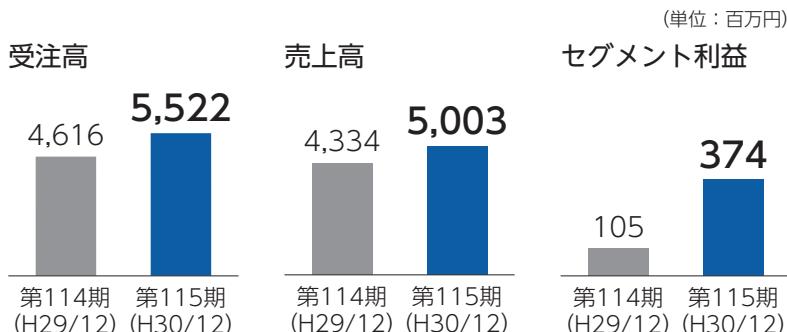
5,522 百万円
(前期比 19.6%増)

売上高

5,003 百万円
(前期比 15.4%増)

セグメント利益

374 百万円
(前期比 255.5%増)



電力部門につきましては、電力システム改革に対応した情報制御システムや配電設備関連製品が堅調に推移したことにより、受注高は55億2千2百万円（前期比 19.6%増）、売上高は50億3百万円（同 15.4%増）、セグメント利益は3億7千4百万円（同 255.5%増）となりました。

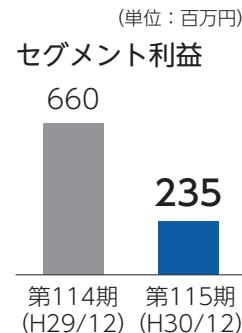
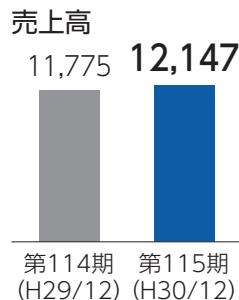
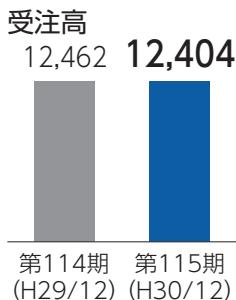
環境エネルギー部門

事業内容

公共・環境システム、産業用プラントシステム、需要家向受変電システム、蓄電システム等の製造・販売と本製品に関する工事およびエンジニアリング等に関する事業

受注高

12,404百万円
(前期比0.5%減)



売上高

12,147百万円
(前期比3.2%増)

セグメント利益

235百万円
(前期比64.3%減)

環境エネルギー部門につきましては、公共分野において水処理設備向け監視制御システムや道路設備向け受配電システムが堅調に推移し、受注高は124億4百万円（前期比 0.5%減）、売上高は121億4千7百万円（同 3.2%増）となりましたが、セグメント利益におきましては、一般産業向け受配電システムにおいて材料比率や原価率が増加したことにより、2億3千5百万円（同 64.3%減）となりました。

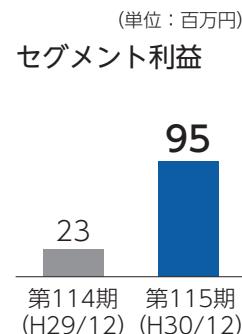
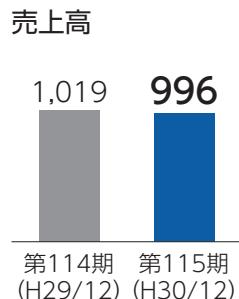
情報部門

事業内容

港湾、ヘルスケア、eラーニングサービス等に関するクラウドサービス (SaaS) 事業

受注高

1,181百万円
(前期比0.5%減)



売上高

996百万円
(前期比2.2%減)

セグメント利益

95百万円
(前期比298.8%増)

情報部門につきましては、港湾関連システムの開発やヘルスケアシステムなどクラウドサービスの拡大に注力してまいりましたが、受注高は11億8千1百万円（前期比 0.5%減）、売上高は9億9千6百万円（同 2.2%減）となりました。セグメント利益は、ヘルスケア分野における介護認定制度改正に伴うシステム更新需要の増加等により、9千5百万円（同 298.8%増）となりました。

サービス部門

事業内容

電気機械器具のエンジニアリングサービスおよび販売ならびに企業業務サポート、保険代理業等に関する事業

受注高

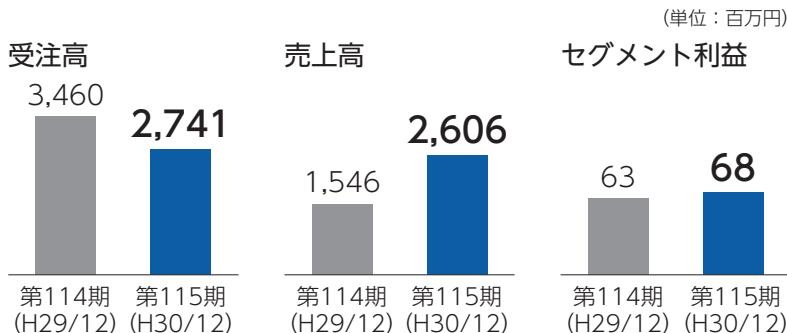
2,741百万円
(前期比20.8%減)

売上高

2,606百万円
(前期比68.5%増)

セグメント利益

68百万円
(前期比7.8%増)



サービス部門につきましては、受注高は前年度大口案件があった影響により27億4千1百万円（前期比 20.8%減）となりましたが、再生可能エネルギー設備向け製品や、中国での電気設備および環境設備関連が堅調に推移し、売上高は26億6百万円（同 68.5%増）、セグメント利益は6千8百万円（同 7.8%増）となりました。

その他

事業内容

制御機器、電子装置、（高分子/液晶）複合膜フィルム、電気工事および機械器具設置工事等に関する事業

受注高

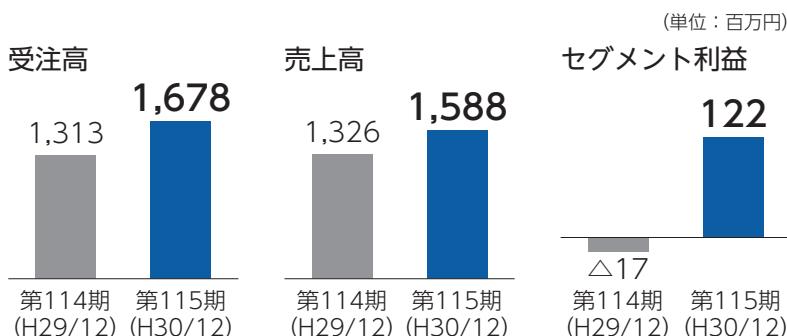
1,678百万円
(前期比27.8%増)

売上高

1,588百万円
(前期比19.7%増)

セグメント利益

122百万円
(前期△17百万円)



その他の事業につきましては、発電所向け工事が増加したこと等により、受注高は16億7千8百万円（前期比 27.8%増）、売上高は15億8千8百万円（同 19.7%増）となりました。セグメント利益におきましても、年間を通じた操業度の改善や電子製品が増加したこと等により、1億2千2百万円（前期 セグメント損失 1千7百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。なお古賀事業所（福岡県古賀市）のリニューアルを計画しており、主な内容は次のとおりであります。

設備の内容	投資予定金額	着手予定	完了予定	完成後の増加能力
製缶工場（建物の増築）	188百万円	2019年1月	2019年12月	2,790㎡ (43%増加)
制御システム・高圧盤 組立工場（建物の改築）	292百万円	2019年1月	2022年10月	3,885㎡ (34%増加)
エンジニアリング棟 （建物の新築）	1,191百万円	2020年9月	2021年8月	6,336㎡ (175%増加)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 各設備投資は生産能力増強を目的とするものですが、当社製品が受注生産による多種多様なものであること、設備の内容が機械設備を含まない建物の増改築、新設を主体としていることなどにより、完成後の増加能力には各建物完成後の延床面積および増加率を記載しております。

(3) 資金調達の状況

古賀事業所（福岡県古賀市）のリニューアル費用に充当するため、平成30年12月に公募増資および第三者割当増資により総額5億6千8百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、環境問題、エネルギー問題や少子高齢化、また、ICT技術の進展による新たな市場の創出など時代のニーズは大きく変化しております。

創業以来、長きにわたり社会や暮らしを支えるインフラづくりに注力してまいりました当社グループは、このような事業環境を成長するチャンスと捉え、創立100周年に向け新中期経営計画（SEIKO IC2021）を策定し、「事業の拡大」と「高収益体質への転換」の実現に向け、以下の施策に取り組んでおります。

1. グループ総合力発揮による社会イノベーション事業の展開

- ・電力、環境、エネルギーソリューションなど成長牽引事業の拡大
- ・OT（運用技術）、IT（情報技術）、プロダクトを併せもつ強みを活かした事業展開
- ・パワエレ技術を活用した正興独自の新製品・新技術の創出

2. 海外事業の拡大

- ・中国、ASEAN市場におけるシステムやメンテナンスサービス事業の拡大
- ・海外拠点および現地パートナー企業との連携による基盤の強化
- ・グローバル人材の確保と育成

3. 生産性の向上

- ・モノづくりの刷新、自動化、IT化の推進によるコスト競争力強化
- ・業務プロセスの見直し、間接業務の削減による業務の効率化

また、当社グループは品質の向上、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、社会が直面する課題を解決するプロダクト・サービスの提供を通じて社会に貢献してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

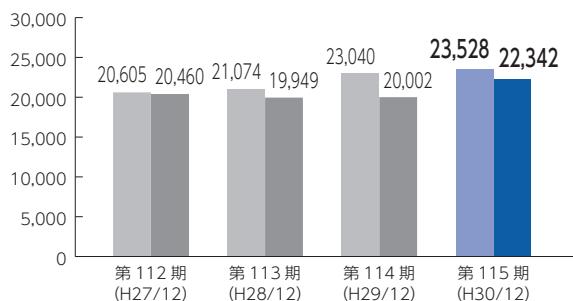
		第112期 平成27.1.1～ 平成27.12.31	第113期 平成28.1.1～ 平成28.12.31	第114期 平成29.1.1～ 平成29.12.31	第115期 (当連結会計年度) 平成30.1.1～ 平成30.12.31
受注高	(百万円)	20,605	21,074	23,040	23,528
売上高	(百万円)	20,460	19,949	20,002	22,342
経常利益	(百万円)	576	862	877	943
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	266	676	615	616
1株当たり当期純利益	(円)	22.74	59.29	53.94	53.74
総資産	(百万円)	17,832	18,283	21,289	22,592
純資産	(百万円)	6,407	7,316	8,782	9,185
1株当たり純資産額	(円)	561.09	640.79	769.13	761.13

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

受注高・売上高

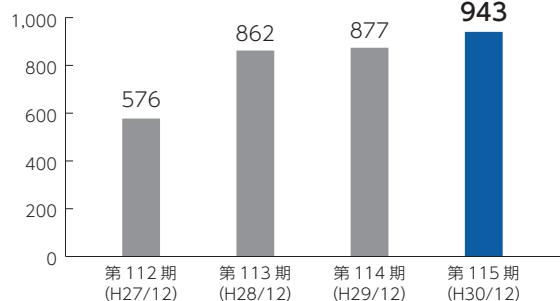
(単位：百万円)

(各期 左側：受注高 右側：売上高)



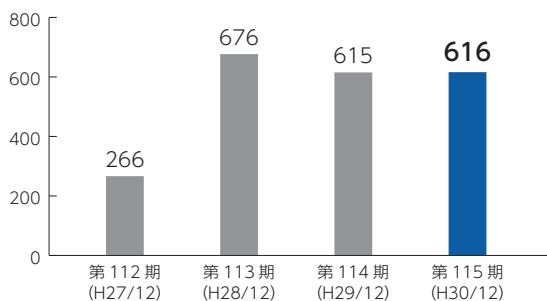
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

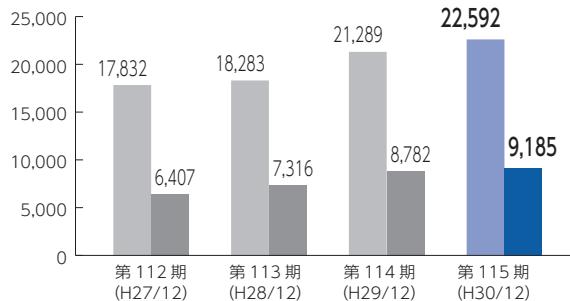
(単位：百万円)



総資産・純資産

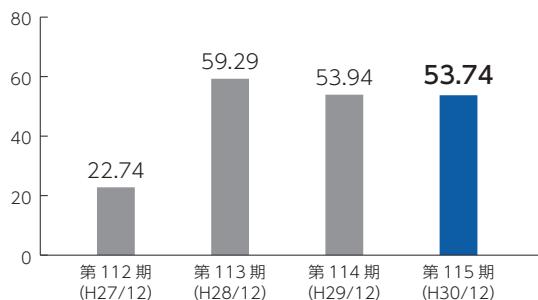
(単位：百万円)

(各期 左側：総資産 右側：純資産)



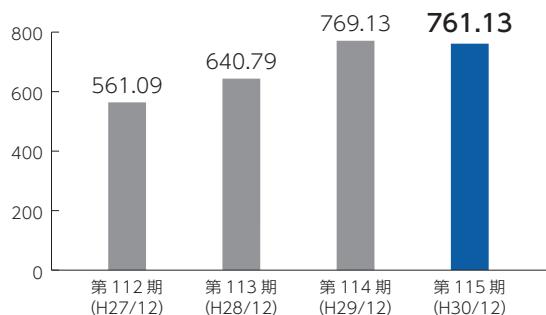
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)正興C & E	(百万円) 30	100.0	制御機器、電子装置の販売
正興ITソリューション(株)	(百万円) 100	100.0	ソフトウェアの企画、開発およびその運用、保守ならびに販売
(株)正興サービス & エンジニアリング	(百万円) 30	100.0	電気機械器具のエンジニアリングサービスおよび販売ならびに企業業務サポート、保険代理業
正興電気建設(株)	(百万円) 30	100.0	電気工事および機械器具設置工事
トライテック(株)	(百万円) 10	100.0	自動制御器具の開発、製造および販売
大連正興電気制御有限公司	(百万中国元) 86	100.0	配電盤、電気・電子機械器具の製造および販売
北京正興聯合電機有限公司	(百万中国元) 10	100.0	電気・機械・電子関連製品のエンジニアリングおよび販売
正興エレクトリックアジア (マレーシア) SDN.BHD.	(百万マレーシアリングギット) 4	100.0	制御機器、成形部品の製造および販売
正興ITソリューション フィリピン,INC.	(百万フィリピンペソ) 16	100.0	ソフトウェア製品の開発、製造および販売

④特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社および連結子会社）は、「電力部門」、「環境エネルギー部門」、「情報部門」、「サービス部門」、「その他（電子制御機器・オプトロニクス部門等）」の5つの事業セグメントで連結経営を行っており、グループ各社の緊密な連携のもとに、製品の開発、生産、販売、サービス活動を展開しております。

各セグメントにおける当社グループの位置付け等は次のとおりであります。

セグメント	主要な事業内容 および 関連するグループ会社
電力部門	<p>電力制御システム、電力用開閉装置、配電自動化用電子機器、電力業務IT化等の製造・販売と本製品に関する工事およびエンジニアリング等に関する事業</p> <p>〔子会社〕 大連正興電気制御有限公司（電力部門） 北京正興聯合電機有限公司（電力部門）</p>
環境エネルギー部門	<p>公共・環境システム、産業用プラントシステム、需要家向受変電システム、蓄電システム等の製造・販売と本製品に関する工事およびエンジニアリング等に関する事業</p> <p>〔子会社〕 トライテック(株) 大連正興電気制御有限公司（環境エネルギー部門） 北京正興聯合電機有限公司（環境エネルギー部門）</p>
情報部門	<p>港湾、ヘルスケア、eラーニングサービス等に関するクラウドサービス(SaaS) 事業</p> <p>〔子会社〕 正興ITソリューション(株) 正興ITソリューションフィリピン,INC.</p>
サービス部門	<p>電気機械器具のエンジニアリングサービスおよび販売ならびに企業業務サポート、保険代理業等に関する事業</p> <p>〔子会社〕 (株)正興サービス&エンジニアリング 大連正興電気制御有限公司（サービス部門） 北京正興聯合電機有限公司（サービス部門）</p>
その他	<p>制御機器、電子装置、(高分子/液晶)複合膜フィルム、電気工事および機械器具設置工事等に関する事業</p> <p>〔子会社〕 (株)正興C&E 正興電気建設(株) 正興エレクトリックアジア（マレーシア）SDN.BHD. 大連正興電気制御有限公司（その他部門） 北京正興聯合電機有限公司（その他部門）</p>

(8) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
(株)正興電機製作所	本社	福岡市博多区東光二丁目7番25号
	古賀事業所	古賀市
	青柳サテライト	古賀市
	東京支社	東京都千代田区
	札幌営業所	札幌市
	東北営業所	仙台市
	日立営業所	日立市
	さいたま営業所	さいたま市
	東京営業所	東京都千代田区
	横浜営業所	横浜市
	横須賀営業所	横須賀市
	名古屋営業所	名古屋市
	大阪営業所	大阪市
	中国営業所	広島市
	四国営業所	高松市
	山口営業所	山口市
	中九州営業所	熊本市
	東九州営業所	大分市
	南九州営業所	鹿児島市
	沖縄営業所	浦添市
中国北京事務所	中国 北京市	
シンガポール支店	シンガポール ロビンソンロード	
(株)正興C & E	本社	福岡市博多区東光二丁目7番25号
正興ITソリューション(株)	本社	福岡市博多区東光二丁目7番25号
(株)正興サービス &エンジニアリング	本社	福岡市博多区東光二丁目7番25号
正興電気建設(株)	本社	福岡市南区若久五丁目24番25号
トライテック(株)	本社	中間市通谷六丁目3番12号
大連正興電気制御有限公司	本社	中国 大連市
北京正興聯合電機有限公司	本社	中国 北京市
正興エレクトリックアジア (マレーシア) SDN.BHD.	本社	マレーシア ジョホール
正興ITソリューション フィリピン,INC.	本社	フィリピン パシグ

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
981名	8名減

- (注) 1. 従業員数は、役員を除く就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
619名	10名減	46.1歳	18.1年

- (注) 1. 従業員数は、役員を除く就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額（百万円）
(株)福岡銀行	942
(株)西日本シティ銀行	478
(株)北九州銀行	206
(株)肥後銀行	200
(株)山口銀行	192

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,067,915株 (自己株式 535,680株を除く)
(3) 株主数 2,840名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 九州電力口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	1,736	14.38
(株)九電工	1,619	13.41
西日本鉄道(株)	933	7.73
(株)日立製作所	830	6.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 〔三井住友信託銀行再信託分・ 西部瓦斯(株)退職給付信託口〕	554	4.59
(株)福岡銀行	517	4.29
(株)西日本シティ銀行	459	3.80
土屋達雄	357	2.95
土屋直知	255	2.11
正興電機従業員持株会	216	1.78

- (注) 1. 自己株式535,680株は、議決権がないため、上記から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成30年11月15日の当社取締役会において、平成30年12月6日を払込期日とする公募による募集株式の発行を決議し、普通株式500,000株が増加し、発行済株式の総数は、12,453,695株となりました。

また、同取締役会において、平成30年12月26日を払込期日とする第三者割当による募集株式発行を決議し、普通株式149,900株が増加し、発行済株式の総数は、12,603,595株となっております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	土屋直知	会長
代表取締役	添田英俊	社長 兼 営業統括本部長
取締役	滝口裕	事業統括本部長 兼 古賀事業所長 兼 環境管理担当
取締役	新納洋	サービス部門長 兼 (株)正興サービス&エンジニアリング 代表取締役社長
取締役	有江勝利	情報部門長 兼 正興ITソリューション(株) 代表取締役社長
取締役	田中勉	経営統括本部長 兼 CSR・内部統制・コンプライアンス担当
取締役	橋本邦弘	東京支社長
取締役	本多慶昭	事業統括本部副本部長 兼 環境エネルギー部門長
取締役	古田政数	電力部門長
取締役	山崎尚	九州電力(株) 取締役常務執行役員
取締役	竹島和幸	西日本鉄道(株) 取締役会長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役
取締役	石田耕三	(株)堀場製作所 フェロー (株)アルバック 社外取締役
監査役（常勤）	深川信剛	
監査役（常勤）	塩月輝雄	
監査役	近藤真	福岡国際法律事務所 弁護士 (株)三井ハイテック 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の異動
新任取締役、監査役

平成30年3月28日開催の第114回定時株主総会において、本多慶昭、古田政数、竹島和幸の3氏が取締役に、近藤真氏が監査役に選任され、就任いたしました。

退任取締役、監査役

平成30年3月28日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって、福重康行、中原道隆の両氏が取締役に任期満了により退任し、竹島和幸氏が監査役を辞任により退任いたしました。

2. 取締役山崎尚、竹島和幸、石田耕三の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役塩月輝雄、近藤真の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役竹島和幸、石田耕三、監査役近藤真の3氏につきましては、東京、福岡の各証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 監査役塩月輝雄氏は、(株)九電工の経理部門の責任者などを務め、財務および会計に関する十分な知見を有しております。
6. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は次のとおりであります。
 - (1) 取締役山崎尚氏は、九州電力(株)の取締役常務執行役員であり、同社は、当社株式の14.38%を保有する株主であるとともに、特定関係事業者（主要な取引先）であります。
 - (2) 取締役竹島和幸氏は、西日本鉄道(株)の取締役会長であり、同社は、当社株式の7.73%を保有する株主であります。重要な取引関係はありません。
 - (3) 上記（1）から（2）以外の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	153百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	36百万円 (21百万円)
合計	18名	190百万円

- (注) 1. 株主総会決議（平成19年3月29日）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額200百万円（うち社外取締役報酬限度額は年額20百万円）であり、株主総会決議（平成19年3月29日）による監査役報酬限度額は年額50百万円であります。
2. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。
 3. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度に退任した取締役2名を含んでおります。
 4. 上記の監査役の支給人員には、当事業年度に退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の主な活動状況

氏名	区分	出席回数		取締役会および監査役会における 発言状況
		取締役会への 出席回数 (出席率)	監査役会への 出席回数 (出席率)	
山崎 尚	取締役	11/12回 (91.7%)	—	電力事業分野における幅広い知識・見識と多彩な経験から発言を行っております。
竹島 和幸	取締役	8/10回 (80.0%)	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。
石田 耕三	取締役	12/12回 (100.0%)	—	(株)堀場製作所におけるビジネス経験で培ってこられた豊富な業務経験と技術的な知識から発言を行っております。
塩月 輝雄	監査役	11/12回 (91.7%)	11/12回 (91.7%)	(株)九電工および九電工新エネルギー(株)において培ってこられた執行役員、代表取締役社長としての豊富な経験と幅広い見識および経理部門の責任者としての財務および会計に関する知見から発言を行っております。
近藤 真	監査役	10/10回 (100.0%)	10/10回 (100.0%)	弁護士として培ってこられた豊富な経験と専門的知識から発言を行っております。

※竹島和幸、近藤真の両氏につきましては、平成30年3月28日就任後の状況を記載しております。

②当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の同意について

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である公募増資および売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 当社および当社子会社における取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）ならびに当該体制の運用状況

[内部統制システムの整備に関する基本方針]

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社の子会社（以下、当社グループという。）内部統制システムを整備しております。

- ① 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 企業理念規定（正興グループ企業行動規範・社員行動指針）をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、当社グループの役員および社員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - また、その徹底を図るため、担当部署において、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に役員および社員の教育等を行う。そして、当社の内部監査室は、担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会、経営会議および監査役に報告されるものとする。
 - ・ 当社の取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、経営の公正性・透明性を確保する。
 - ・ 当社の社外取締役は、その独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化を図ることができるよう、必要に応じて監査役会との意見交換を行う。
 - ・ 法令上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な相談窓口（コンプライアンス相談窓口、社員相談窓口）を設置・運営し、通報者に対して、通報を理由に不利益な取り扱いを行わないものとする。
 - ・ 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ② 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
 - ・ 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」に基づき行う。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、統括部署が

行うものとする。また、統括部署は、各部署ごとのリスク管理の状況を調査し、その結果を定期的に当社の取締役会および経営会議に報告する。

- ④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、執行役員制度に基づき、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る。

取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督という本来の機能に特化し、執行役員は、自己の職務を執行する。

執行役員の職務の担当範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

また、定例の取締役会を毎月開催するとともに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、執行役員で構成する経営会議を毎月開催し、当社グループの業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

- ・業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて、当社グループの中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を定め、その目標達成のために、取締役および執行役員の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、各部門は、具体的な施策を策定し、実行に移す。

- ⑤当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社グループの経営管理および内部統制を担当する部署を当社に置き、「関係会社管理規程」に基づき、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行えるシステムを含む体制を構築する。

- ・グループ各社の内部監査は、当社の内部監査室が計画的に実施する。

- ・グループ各社の取締役の職務執行の監視・監督、業務執行は、当社が派遣した取締役および監査役が実施する。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、また、監査役会の事務局として、補助使用人を置く。補助使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。なお、補助使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。

- ⑦当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社グループの取締役または社員は、当社の監査役または監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度(相談窓口)による通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。また、監査役等へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

- ⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - ・ 監査役は、代表取締役、社外取締役、内部監査室および子会社の監査役と定期的な意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため当社の経営会議等に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または社員にその説明を求めることができる。
 - ・ 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに意見交換を行い、連携を図る。
- ⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
 - また、内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

[業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概況]

当社では、上記基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ①コンプライアンスに対する取り組み
- ・ 当社グループでは、コンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を図るため、役員および社員を対象としたコンプライアンス講習およびインサイダー取引防止講習を開催しております。
- ②リスク管理に対する取り組み
- ・ リスク管理については、リスクのより適切な管理を目的として、各本部・部門のリスクマップおよび対策優先リスクに対する取り組み内容について、経営幹部による説明および意見交換を9回開催しております。また、リスク管理をより有効に機能させることを目的として、管理職以上を対象としたリスク管理講習を1回開催しております。
 - リスク管理を全社の日々の活動に組み込むための方法の検討および対策優先リスクに対する取り組みのモニタリングなどを行う内部統制（リスク管理）小委員会を5回開催しております。同委員会の活動状況については定期的に取締役会および経営会議へ報告しております。

また、リスクマネジメント活動の社員への浸透度を確認することを目的として、国内のグループ社員を対象としたリスクマネジメントに関するアンケートを実施しております。

- ・当社グループの情報資産全般を適切に管理運用するため、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティ内部監査、情報セキュリティ教育および情報セキュリティ自己点検を実施しております。

- ・反社会的勢力排除のため、新規取引先および新規株主の反社会的勢力該当の有無の審査を、担当部署にて実施しております。

③内部監査の実施

- ・内部監査については、内部監査室が内部監査計画に基づき、業務監査を21部署において実施しております。

④取締役の職務の執行

- ・コーポレートガバナンスの強化のため、独立社外取締役を1名増員し2名としております。

- ・取締役会は、取締役12名（うち社外取締役3名）で構成され、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席しております。取締役会は、12回開催し、「取締役会規則」に基づき、重要事項の決定および業務執行状況の報告を行っております。

- ・社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役、監査役および執行役員等の指名・報酬に係る取締役会機能の客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

- ・当社は執行役員制度を導入しており、執行役員（16名）は取締役会の意思決定を受け、経営会議を通じてグループ各社および業務委嘱された担当部門の経営・業務執行にあたっております。経営会議は、12回開催しております。

- ・社外取締役と監査役会との間の連携を確保するため、社外取締役と監査役会間の意見交換会を1回開催しております。

⑤監査役の職務の執行

- ・監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、12回開催し、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に基づき、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。

- ・監査役の職務執行については、監査役会で決定した監査計画に基づき監査を実施するとともに、社外監査役を含む監査役（3名）は取締役会に出席し、常勤監査役（2名）は経営会議およびその他の重要な会議に出席し、意見を述べております。

- ・監査役会は代表取締役と定期的に会合（5回）をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される事項については説明を求めるなど、代表取締役との相互認識を深めております。

- ・監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との会合を開催しております。

- ・親会社の監査役は、グループ会社監査役業務連絡会を開催（4回）し、グループ相互間の情報交換を行っております。
- ・監査役会は、会計監査や四半期レビュー等の報告（11回）を通じ、会計監査人と連携しております。
- ・監査役会は、会計監査人の評価基準を策定し、意見交換や監査実施状況等を通じて、会計監査人の独立性と専門性について確認しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

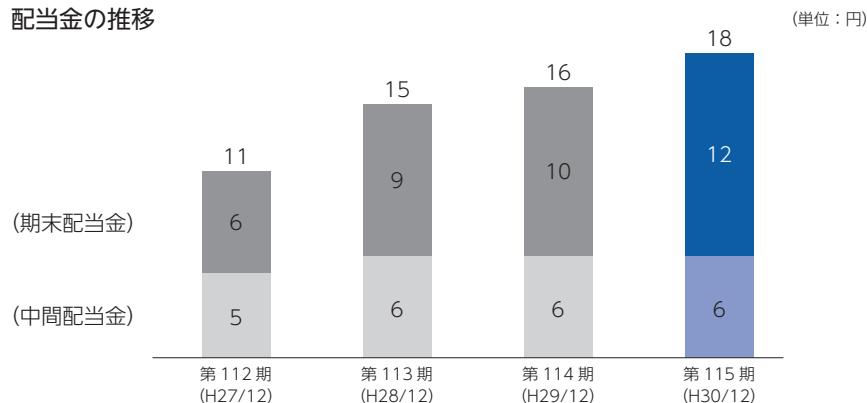
特記すべき事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、継続的な安定配当を基本にしつつ、業績に応じた経営の成果を迅速に株主様に還元することを基本方針といたしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、平成31年2月8日開催の取締役会において、1株当たり12円（東京証券取引所市場第一部指定記念配当2円を含む）を決議いたしました。なお、1株当たり6円の間配当を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり18円となります。

配当金の推移



- ※ 第113期の期末配当金は、創立95周年記念配当2円を含んでおります。
- ※ 第114期の期末配当金は、東京証券取引所市場第二部上場記念配当2円を含んでおります。
- ※ 第115期の期末配当金は、東京証券取引所市場第一部指定記念配当2円を含んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額、株数、議決権比率および持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて、その他は四捨五入により表示しております。

● **連結貸借対照表** (平成30年12月31日現在)

(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	15,738	流動負債	10,878
現金及び預金	1,591	支払手形及び買掛金	3,832
受取手形及び売掛金	11,252	電子記録債務	1,307
たな卸資産	2,459	短期借入金	2,435
繰延税金資産	219	未払法人税等	291
その他	233	前受金	1,341
貸倒引当金	△ 18	工事損失引当金	22
		その他	1,647
		固定負債	2,529
固定資産	6,854	繰延税金負債	608
有形固定資産	3,028	退職給付に係る負債	1,803
建物及び構築物	1,913	その他	117
機械装置及び運搬具	135	負債合計	13,407
工具、器具及び備品	73		
土地	827	(純資産の部)	
リース資産	59	株主資本	7,868
建設仮勘定	19	資本金	2,607
無形固定資産	246	資本剰余金	1,925
投資その他の資産	3,579	利益剰余金	3,585
投資有価証券	3,514	自己株式	△ 248
その他	73	その他の包括利益累計額	1,316
貸倒引当金	△ 8	その他有価証券評価差額金	1,531
		為替換算調整勘定	△ 98
		退職給付に係る調整累計額	△ 117
		純資産合計	9,185
資産合計	22,592	負債及び純資産合計	22,592

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

●連結損益計算書 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

		百万円
売上高		22,342
売上原価		18,574
売上総利益		<u>3,767</u>
販売費及び一般管理費		2,872
営業利益		<u>895</u>
営業外収益		
受取利息及び配当金	84	
受取賃貸料	12	
その他	23	
		<u>120</u>
営業外費用		
支払利息	32	
持分法による投資損失	1	
株式交付費	10	
支払保証料	8	
その他	19	
		<u>72</u>
経常利益		<u>943</u>
税金等調整前当期純利益		943
法人税、住民税及び事業税	343	
法人税等調整額	△16	
当期純利益		<u>616</u>
親会社株主に帰属する当期純利益		<u>616</u>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

●連結株主資本等変動計算書 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高 (百万円)	2,323	1,640	3,151	△248	6,866
当期変動額					
新株の発行	284	284			568
剰余金の配当			△182		△182
親会社株主に帰属する 当期純利益			616		616
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計 (百万円)	284	284	433	△0	1,001
当期末残高 (百万円)	2,607	1,925	3,585	△248	7,868

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高 (百万円)	2,160	△96	△149	1,915	8,782
当期変動額					
新株の発行					568
剰余金の配当					△182
親会社株主に帰属する 当期純利益					616
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△628	△1	32	△598	△598
当期変動額合計 (百万円)	△628	△1	32	△598	403
当期末残高 (百万円)	1,531	△98	△117	1,316	9,185

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

●貸借対照表（平成30年12月31日現在）

（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	13,054	流動負債	9,109
現金及び預金	745	支払手形	510
受取手形	738	電子記録債務	1,306
売掛金	9,039	買掛金	2,320
製品	126	短期借入金	2,240
仕掛品	1,474	未払金	643
原材料	199	未払費用	418
繰延税金資産	186	未払法人税等	200
その他	556	前受金	1,130
貸倒引当金	△ 12	工事損失引当金	22
		債務保証損失引当金	2
固定資産	7,028	その他	313
有形固定資産	2,462	固定負債	2,129
建物	1,720	繰延税金負債	582
構築物	43	退職給付引当金	1,454
機械及び装置	93	その他	92
車両運搬具	3	負債合計	11,238
工具、器具及び備品	50		
土地	490	（純資産の部）	
リース資産	39	株主資本	7,335
建設仮勘定	19	資本金	2,607
無形固定資産	92	資本剰余金	1,925
投資その他の資産	4,473	資本準備金	1,887
投資有価証券	3,260	その他資本剰余金	37
関係会社株式	1,060	利益剰余金	3,051
長期貸付金	125	その他利益剰余金	3,051
その他	62	繰越利益剰余金	3,051
貸倒引当金	△ 35	自己株式	△ 248
		評価・換算差額等	1,508
		その他有価証券評価差額金	1,508
		純資産合計	8,844
資産合計	20,083	負債及び純資産合計	20,083

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

●損益計算書 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

		百万円
売上高		17,368
売上原価		14,674
売上総利益		2,693
販売費及び一般管理費		2,183
営業利益		510
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	141	
受取賃貸料	78	
業務受託料	23	
その他	38	
		285
営業外費用		
支払利息	13	
設備賃貸費用	56	
株式交付費	10	
支払保証料	8	
その他	8	
		98
経常利益		697
税引前当期純利益		697
法人税、住民税及び事業税	225	
法人税等調整額	△ 11	
当期純利益		482

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

●株主資本等変動計算書（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高（百万円）	2,323	1,603	37	1,640	2,751	2,751
当期変動額						
新株の発行	284	284		284		
剰余金の配当					△182	△182
当期純利益					482	482
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（百万円）	284	284	—	284	300	300
当期末残高（百万円）	2,607	1,887	37	1,925	3,051	3,051

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高（百万円）	△248	6,466	2,118	2,118	8,585
当期変動額					
新株の発行		568			568
剰余金の配当		△182			△182
当期純利益		482			482
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△609	△609	△609
当期変動額合計（百万円）	△0	868	△609	△609	258
当期末残高（百万円）	△248	7,335	1,508	1,508	8,844

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

●連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

株式会社 正興電機製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社正興電機製作所の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社正興電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

株式会社 正興電機製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社正興電機製作所の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会や経営会議の他、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月21日

株式会社正興電機製作所	監査役会
常勤監査役	深川 信剛 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	塩月 輝雄 ㊟
社外監査役	近藤 真 ㊟

以上

株主総会会場ご案内略図



福岡市博多区東光二丁目7番25号
当社 本社本館5階会議室
TEL (092) 473-8831



交通のご案内

JR博多駅（筑紫口）より 徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。